

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 6 年 6 月 30日

住 所 〒899-6494
霧島市溝辺町麓822番地

事 業 者 名 鹿児島空港ビルディング（株）

代 表 者 名 代表取締役社長 古 菌 宏 明
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1)旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が管理する鹿児島空港旅客ターミナルビルは、移動円滑化基準に適合しているが、より高い水準のバリアフリー化を目指すため、今後旅客搭乗橋(PBB)更新の際にはバリアフリー対応のPBBへ変更する。(令和2年度～) 国内線ターミナルビル内のトイレ洋便器化90%を目標(国際線100%達成済)とし、改修を行う。(令和5年度～令和16年度、毎年度1箇所改修予定)
(2)旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 旅客支援に関しては、案内所で実施している介助サービスを引き続き継続する。 旅客への情報提供に関しては、デジタルサイネージを増設し、情報提供の充実化を図る。 教育訓練については、現サービス介助士資格取得者の資質向上を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
多機能トイレ	国内線2階北側トイレを改修する。(和便器を全て洋便器化、ベビーチェア・ベビーベッドを増設。多機能トイレは入口の段差をなくし、簡易に開閉できる自動ドア化、多言語音声案内、オストメイトを設置する。)
ベビー用品	各種ベビー用品をメーカー耐用年数超過の為取り替える。(ベビーシート、ベビーキープ、フィッティングボード)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
現行設備の維持管理	当社が管理する鹿児島空港旅客ターミナルビルは、移動円滑化基準に適合しているため、今後はこの機能の維持管理に努める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
事前の電話対応	バス乗降場からエアラインカウンターまでの補助 (お客様からお電話にて事前にご連絡いただき、サービス介助士の資格を持つスタッフにて車椅子利用者、視覚障害者等の移動補助等を行う)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの情報提供	ホームページにて館内設備やサービスに関する情報提供を行う。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
現サービス介助士資格取得者の資質向上	介助サービスの際対応できるよう研修を実施する。
自衛消防隊避難総合訓練における車いす介助者、視覚障害者への対応訓練	年2回実施している避難総合訓練において車いす介助者、視覚障害者への対応訓練を実施。(6月、11月に実施予定)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの情報提供	ホームページにて館内設備の情報提供を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

館内に設置している意見箱等に寄せられたお客様からのご意見を社内で共有し、可能な限り改善を図る。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
多機能トイレ	国内線 2 階北側トイレの改修を昨年度から今年度に変更する。	予算修正時に令和 6 年度実施へ変更した為。
ベビー用品	各種ベビー用品をメーカー耐用年数超過の為取り替える。（ベビーシート、ベビーキープ、フィッティングボード）	メーカー耐用年数を超過した為。
現サービス介助士資格取得者の資質向上	介助サービスの際対応できるよう研修を実施する。	半数以上取得している為新規資格取得については来年度以降の検討を実施する。

Ⅴ 計画書の公表方法

インターネットの利用

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

- 注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。